

# *DISCLOSURE*

*2011 年版*



 **FUJI FUTURES**  
フジフューチャーズ株式会社

## もくじ

はじめに .....	2
主な記載事項について .....	2
1. 会社の概況	
①商号、許可年月日等 .....	3
②事業の内容 .....	6
③営業所の状況 .....	8
④財務の概要 .....	8
⑤発行済株式総数 .....	8
⑥主要株主名 .....	8
⑦役員 の 状況 .....	9
⑧役員及び使用人の数 .....	9
2. 営業の状況	
①営業の経過及び成果 .....	9
②取引開始基準 .....	15
③顧客数 .....	29
3. 経理の状況	
①貸借対照表 .....	30
②損益計算書 .....	31
③株主資本等変動計算書 .....	32
④個別注記表 .....	33
⑤監査に関する事項 .....	37
【追加情報】 .....	38

《はじめに》

本書は、平成 23 年 3 月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

《主な記載内容について》

1. 会社の概況

「商号、許可年月日等」 商号、代表者、許可年月日等、及び当社の設立から現在までの沿革を記載しています。

「事業の内容」 経営組織、事業の内容について記載しています。

「営業所の状況」 本店所在地等について記載しています。

「財務の概要」 資本金、営業収益、経常利益、純資産額規制比率(\*)等の主要な財務指標について記載しています。

\* 純資産額規制比率＝純資産額／リスク額×100

純資産額規制比率とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として商品先物取引法施行規則で定めるところにより算出した額に対応する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

「発行済株式総数」 発行済株式の総数を記載しています。

「主要株主名」 発行済株式を保有する上位 10 名の株主の氏名、所有株式数等を記載しています。

「役員の状況」 役員の氏名等を記載しています。

「役員及び使用人の数」 社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業の経過及び成果」 業績について記載しています。

「取引開始基準」 受託等業務の適切な遂行のために定めている取引開始基準を記載しています。

「顧客数」 顧客数を記載しています。

3. 経理の状況

「貸借対照表」 資産、負債、純資産等について記載しています。

「損益計算書」 収益、費用等について記載しております。

「株主資本等変動計算書」 貸借対照表の純資産の変動状況について記載しております。

「個別注記表」 重要な会計方針に関する注記、貸借対照表に関する注記等を記載しております。

「監査に関する事項」 当ディスクロージャー資料に対する各種計算書類についての監査状況について記載しております。

【追加情報】 平成 23 年 3 月期以降に変更・決定のあった重要事項等を記載しています。

## 1. 会社の概況

### ① 商号、許可年月日等

商号	フジフューチャーズ株式会社
代表者名	代表取締役会長兼社長 寺 町 博
所在地	東京都中央区新川一丁目16番3号
電話番号	03-5543-2211 (大代表)
許可年月日	平成22年12月13日
	許可番号：農林水産省「指令22総合第1337号」 経済産業省「平成22・12・13商第19号」
加入協会名	日本商品先物取引協会、日本商品委託者保護基金、 日本商品先物振興協会

### [会社の沿革]

当社は、昭和38年9月に商品仲買人「富士商品株式会社」として創業、昭和46年1月の許可制移行に伴い、商品取引員として業を営み、平成元年11月には「フジフューチャーズ株式会社」と商号変更を行い、平成23年1月の商品先物取引法施行により、商品先物取引業者として許可更新をし、現在に至っております。

年 月	概 要
昭和38年9月	商品取引の仲買人として、富士商品株式会社を東京都中央区日本橋堀留町一丁目14番地に創業。資本金4,900万円
10月	東京穀物商品取引所の仲買人となる
11月	受託業務を開始する
12月	東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所の仲買人となる
昭和39年3月	前橋乾繭取引所の仲買人となる
4月	自由が丘営業所開設
昭和40年3月	資本金を7,000万円に増資
5月	東京砂糖取引所の仲買人となる
昭和41年3月	大阪穀物取引所の仲買人となる
	大阪支店開設
9月	豊橋乾繭取引所の仲買人となる
11月	大阪砂糖取引所の仲買人となる
昭和42年1月	大阪化学繊維取引所の仲買人となる
5月	資本金を8,400万円に増資
9月	名古屋穀物商品取引所の仲買人となる
11月	名古屋繊維取引所の仲買人となる
12月	大阪三品取引所の仲買人となる

昭和 43 年 5 月	資本金を 1 億 80 万円に増資
10 月	本社を東京都中央区日本橋室町一丁目 2 番地へ移転
昭和 44 年 5 月	資本金を 1 億 2,096 万円に増資
昭和 45 年 5 月	資本金を 1 億 4,515.2 万円に増資
昭和 46 年 1 月	農林大臣および通商産業大臣より商品取引員の許可を受ける
昭和 46 年 5 月	資本金を 1 億 7,418.2 万円に増資
昭和 47 年 5 月	資本金を 2 億 6,127.3 万円に増資
昭和 48 年 5 月	資本金を 3 億 9,190 万円に増資
6 月	資本金を 4 億円に増資
昭和 49 年 5 月	資本金を 5 億円に増資
昭和 56 年 1 月	資本金を 5 億 196 万円に増資 新潟支店、盛岡支店開設
昭和 58 年 5 月	仙台支店開設
昭和 59 年 1 月	通商産業大臣より東京金取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける
平成 元年 11 月	商号をフジフューチャーズ株式会社に変更する
平成 3 年 6 月	資本金を 5 億 4,000 万円に増資
8 月	農林水産大臣より横浜生絲取引所繭糸市場の商品取引員の許可を受ける
平成 6 年 3 月	資本金を 12 億 1,000 万円に増資
平成 8 年 3 月	農林水産大臣より関門商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける
4 月	福岡支店開設 大蔵大臣、農林水産大臣および通商産業大臣より商品投資販売業の許可を受ける
平成 9 年 4 月	通商産業大臣より東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける
11 月	自由が丘支店を移転し、名称を東京支店に変更する
平成 10 年 7 月	農林水産大臣より関西商品取引所農産物・飼料指数市場の商品取引員の許可を受ける
平成 11 年 6 月	通商産業大臣より東京工業品取引所石油市場の受託会員の許可を受ける
平成 12 年 3 月	上場廃止に伴い大阪商品取引所毛糸市場を脱退する
8 月	上場廃止に伴い東京工業品取引所綿糸市場を脱退する
平成 13 年 5 月	金融監督庁長官、農林水産大臣および通商産業大臣より商品投資販売業における協議法人の認可を受ける
6 月	農林水産大臣より横浜商品取引所農産物市場の受託会員の許可を受ける 経済産業大臣より中部商品取引所石油市場の受託会員の許可を受ける 中部商品取引所繭糸市場を脱退する
8 月	関西商品取引所砂糖市場および農産物・飼料指数市場を脱退する
9 月	大阪商品取引所を脱退する

平成 13 年 11 月	農林水産大臣および経済産業大臣より商品取引員(第 1 種商品取引受託業)の許可更新を受ける
平成 14 年 4 月	日本橋支店開設 金融庁長官、農林水産大臣および経済産業大臣より商品投資販売業(協議法人)の許可更新を受ける
平成 14 年 6 月	農林水産大臣より関西商品取引所水産物市場の受託会員の許可を受ける
平成 15 年 11 月	関西商品取引所を脱退する
12 月	名古屋支店開設
平成 16 年 4 月	日本橋支店における受託業務を廃止する
6 月	広島支店開設
9 月	横浜商品取引所を脱退する
10 月	福岡商品取引所での受託業務を廃止する
平成 17 年 4 月	農林水産大臣および経済産業大臣より改正商品取引所法による商品取引受託業務の許可を受ける
5 月	日本商品清算機構の清算資格取得
9 月	盛岡支店および新潟支店を廃止する
10 月	中部商品取引所鉄スクラップ市場加入
平成 18 年 6 月	資本金を 22 億 1000 万円に増資
平成 19 年 3 月	名古屋支店および広島支店を廃止する
4 月	大阪支店を大阪支社と名称変更する
6 月	中部大阪商品取引所を脱退する
12 月	関東財務局長より金融商品取引法施行による商品投資販売業(協議法人)の許可を受ける
平成 20 年 5 月	本社を東京都中央区新川一丁目 16 番 3 号へ移転
6 月	仙台支店を廃止する
7 月	東京支店を廃止する
9 月	金地金寄託売買業務を廃止する
平成 21 年 7 月	福岡支店を廃止する
11 月	大阪支社を廃止する
12 月	第二種金融商品取引業を廃止する
平成 22 年 3 月	東京工業品取引所商品指数市場加入
4 月	東京工業品取引所アルミニウム市場脱退
8 月	資本金を 10 億 1000 万円に減資
12 月	農林水産大臣および経済産業大臣より商品先物取引法施行による商品先物取引業者の許可更新を受ける
平成 23 年 1 月	取次業務に業態変更(取次先はドットコモディティ株式会社)

② 事業の内容

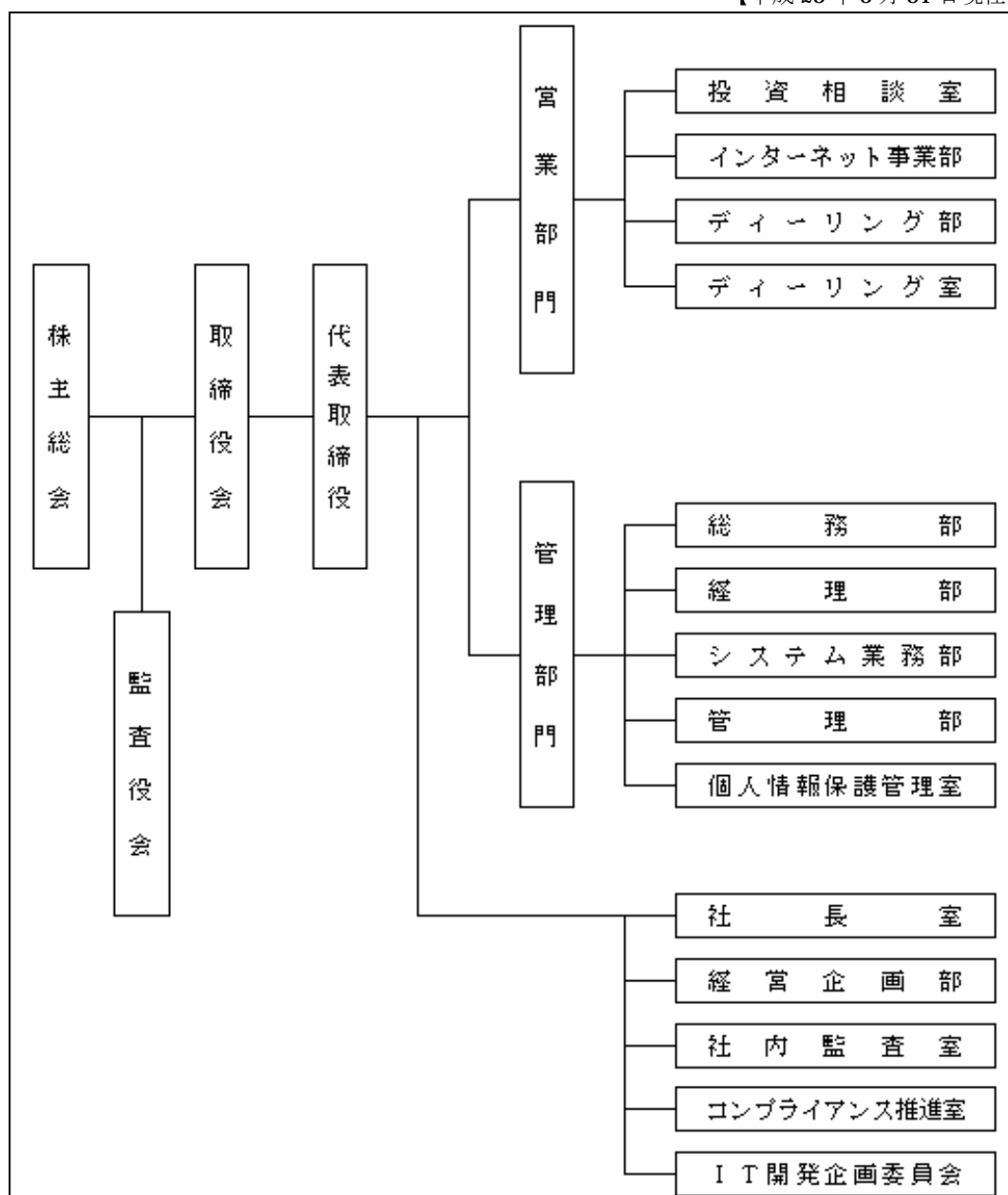
商品先物取引法に基づく商品先物取引業者として各地商品取引所の取引参加者となり当該商品市場における上場商品（指数、オプションを含む。）の売買および売買取引の委託の取次業務を行う。

取次先：ドットコモディティ株式会社（東京都渋谷区、代表：舟田 仁）

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。

【平成 23 年 3 月 31 日現在】



(2) 業務の内容

当社は、商品先物取引法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買ならびに先物取引（商品先物取引、現金決済取引、オプション取引及び指数取引）（以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行ならびに委託の取次ぎをする業務（以下「受託等業務」という。）および自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

(a) 主たる業務

イ. 国内商品市場に係る受託等業務

当社は、商品先物取引法第190条第1項の規定に基づき、下記の商品市場における取引の受託等業務を行うことのできる商品先物取引業者として、農林水産大臣および経済産業大臣より許可を受けております。

取引所名	商品市場名 (略称)	農 産 物	砂 糖	貴 金 属	石 油	ゴ ム	商 品 指 数	上場商品名
東京穀物商品取引所		○						小豆、一般大豆、非組換大豆、 とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、 ロブスタコーヒー生豆、とうもろこし オプション、大豆オプション
			○					粗糖、粗糖オプション
東京工業品取引所				○				金、銀、白金、パラジウム、 金ミニ、白金ミニ、金オプション
					○			ガソリン、灯油、原油、軽油、 中京石油ガソリン、中京石油灯油
						○		ゴム
							○	商品指数（限日先物取引）、

(注) 平成23年5月2日より、日経・東工取商品指数（限月先物取引）の取り扱い開始

ロ. 外国商品市場に係る受託等業務

該当なし

ハ. 店頭商品デリバティブに係る受託等業務

該当なし

ニ. 自己売買業務

上記イに掲げた取引所において行っております。

(b) 従たる業務

該当なし。

③ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本 社	東京都中央区新川一丁目 16 番 3 号	03-5543-2211

④ 財務の概要（平成 23 年 3 月決算期）

(a)資本金	1,010,000 千円
(b)営業収益	819,407 千円
(c)受取手数料	803,030 千円
(d)売買損益	16,377 千円
(e)経常損益	△ 545,959 千円
(f)当期純損益	△ 565,984 千円
(f)純資産額規制比率	7810.4 %

⑤ 発行済株式総数

発行済株式の総数 402,000,000 株（平成 23 年 3 月 31 日現在）

（注）当社の株式は、非上場であり、かつ店頭公開もしておりません。

⑥ 主要株主名（上位 10 名）

（平成 23 年 3 月 31 日現在）

氏名又は名称	所有株式数	議決権の割合
寺町 博	149,994,000 株	52.86%
フジフューチャーズ株式会社	118,247,800 株	---
日研産業株式会社	61,592,200 株	21.71%
株式会社コトブキ	40,000,000 株	14.10%
寺町 美摩	29,200,000 株	10.29%
(株)伊勢屋	676,000 株	0.24%
石内 勉	600,000 株	0.21%
定村 雅文	420,000 株	0.15%
田部井 菊枝	200,000 株	0.07%
鬼形 仁子	200,000 株	0.07%
計	401,130,000 株	99.69%

⑦ 役員 の 状 況

役職名	氏 名	代表権 の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役会長兼社長	寺町 博	有	常勤
取締役副会長	寺町 美摩	無	常勤
取締役 (会長室長)	小谷田 麻由	無	常勤
監査役	田中 三四郎	無	常勤
監査役	花本 洋二	無	非常勤
監査役	穴戸 謙一	無	非常勤

(注) 監査役花本洋二氏および穴戸謙一氏は、会社法第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

⑧ 役員及び使用人の状況 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	役員		使用人	合 計
		うち非常勤		
総 数	6 人	2 人	73 人	79 人
(うち外務員数)	(0 人)	(0 人)	(58 人)	(58 人)

(注) 嘱託社員も含む

2. 営業の状況

① 営業の経過及び成果

フジフューチャーズは、「顧客と共に繁栄する」をモットーに、『投資家第一主義』を実践しています。“お客様の利益に貢献し、喜んでいただくには当社は何をすべきか”を常に考え、皆様に信頼される商品先物取引業者としての的確な提案、商品開発、情報提供などのサービスの充実を心がけています。

当社は取引の公正性の確保や、投資家の皆様を保護するための法令・規定等、商品先物取引のルールを厳格に遵守し、それを実行するための内部管理体制をさらに強化、確立してまいります。また当社は、独自の情報ネットワークや、多岐にわたる相場分析手法を駆使し、ますます高度化・多様化するニーズにお応えしています。最適なりスクヘッジ手段・最新情報のご提供、プロの視点からの投資アドバイスなど、投資家の皆様によりご満足していただけるよう、日々努力しています。

当事業年度のわが国経済は、世界的な金融市場の混乱と景気停滞を背景に、所得や雇用情勢の悪化による個人消費や企業業績の低迷から、さらには3月に襲った東日本大

震災により、国民経済に多大な影響が及んでおります。

商品先物取引業界につきましては、出来高は3,178万枚と前年度比7.2%減となり、減少傾向が続いております。商品別にみますと、貴金属は前年度比6.0%減、農産物は前年度比27.6%減、石油は前年度比13.4%減となっております。こうした状況の中、商品先物取引法の施行、取引所の基盤整備、コメ上場の検討、総合取引所構想など様々な市場活性化策が打ち出され、今後の市場流動性の回復に期待がかかります。

さらに当社は、下記事項を対処すべき課題と認識し、取り組んでまいります。

#### ①収益力向上策の策定と実施

平成23年1月に「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場を目指した商品先物取引法が施行されました。また取引所におきましても、流動性の低下に伴う市場規模の縮小と投資家の市場離れを抑制し、健全な商品先物市場の形成と利便性の向上を図るために、取引時間の延長やシステム統合が行われました。このような状況下で、同年1月に取次業務への業態変更を行い、システム経費の大幅なコスト削減が完了しました。今後は当社の主力サービスであるインターネット取引「ヴィーナス」のブランド力の更なる強化を目指して、ユーザーの利便性を追求したトレードツールや情報ツールの開発、より効果的なプロモーションを展開してまいります。また自己ディーリングにおきましては、リスク管理の徹底を図り、更なる安定的な収益の確保を目指してまいります。

#### ②財務体質の強化

取次業務への業態変更を行い、更なる財務体質の強化が重要と考えております。

#### ③投資戦略機能の強化

24時間マーケットへの移行、取引所システムの高速化、さらには取引所再編の流れが進む中で、ITなどの投資戦略機能の重要性が高まってきております。採算性を考慮しつつ機動的な戦略を実行に移すためにも、投資戦略機能・システム企画機能の一層の強化を図ってまいります。

#### ④コーポレート・ガバナンスの強化

会社法や金融商品取引法の施行、また商品先物取引法の改正に見られるように、コーポレート・ガバナンスに関しては、これまで以上の取り組みが求められています。内部統制システムの整備、コンプライアンス体制の強化を図り、経営の効率性、健全性を追求し、当社の収益力と競争力を高めてまいります。

今後とも時代の変化や顧客ニーズに応え、投資家と市場をつなぐ媒介者としての役割を果たし、確固たる地位を築くことに積極的に努力してまいります。

(1) 受取手数料部門

当事業年度は、業界の将来を見据え、全社をあげて組織再構築とゆるぎない財務基盤の確立に主眼をおきましたが、委託売買高が 1,620 千枚（前年比 30.1%減）となり、受取手数料は 803,030 千円（前年比 31.5%減）となりました。

(2) 売買損益部門

自己損益は、収益の向上に主眼をおき、売買損益は 16,377 千円の利益となりました。

以上の結果、当期の営業収益は 819,407 千円（前年比 31.1%減）となり、営業費用が 1,372,500 千円（前年比 40.5%減）となったため、営業損失は 553,093 千円となりました。

経常損失は 545,959 千円、当期純損失は 565,984 千円となりました。

当事業年度における受取手数料及び売買損益は、次のとおりであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第49期 (自 平成22年4月1日) (至 平成23年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	173,869
砂糖市場	13,441
貴金属市場	439,661
アルミニウム市場	0
石油市場	109,509
ゴム市場	68,804
商品指数市場	2,714
小 計	807,998
未収収益計上額	△ 5,980
そ の 他	1,012
小 計	△ 4,968
合 計	803,030

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第49期 (自 平成22年4月1日) (至 平成23年3月31日)
商品先物取引	
農産物市場	6,782
砂糖市場	202
貴金属市場	925
アルミニウム市場	0
石油市場	9,217
ゴム市場	808
商品指数市場	△ 752
小 計	17,182
商品先物取引評価損益	△ 807
その他の売買損益	2
小 計	△ 805
合 計	16,377

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

## (c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期 別 内 訳	第49期 (自 平成22年4月1日) (至 平成23年3月31日)		
		委 託	自 己	合 計
商品先物取引				
農産物市場		205,407	13,576	218,983
砂糖市場		21,987	1,498	23,485
貴金属市場		1,018,040	85,260	1,103,300
アルミニウム市場		0	0	0
石油市場		225,650	22,317	247,967
ゴム市場		143,691	4,249	147,940
商品指数市場		5,961	24	5,985
合 計		1,620,736	126,924	1,747,660

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。(当期、オプション取引はございません。)

## ② 取引開始基準

# 商品先物取引業務管理規則

フジフューチャーズ株式会社

### (目的)

第1条 この規則は、顧客の自己責任原則の徹底を図りつつ、適正な商品先物取引業務を遂行するため、その運営及び管理について必要な事項を定める。

### (制定及び改正)

第2条 この規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て行う。

### (責任の所在)

第3条 商品先物取引業務に係る経営上の責任は、取締役及び総括管理責任者が負うものとする。

### (管理担当班の設置)

第4条 当社は、この規則の適切な運営及び商品先物取引業務に係る責任の明確化を図るため、管理担当班を設置し、責任者を置くものとする。

- (1) 総括管理責任者は管理担当役員とし、本規則に基づき当社における商品先物取引業務の適切な運営を指揮・総括する。
- (2) 副総括管理責任者は総括管理責任者が任命した管理部門の者とし、総括管理責任者の指示に基づき法令諸規則並びに管理規則の遵守状況の点検・指導を行うと共に、統括管理責任者の職務について掌握、指導する。又、総括管理責任者不在の場合はその職務を代行し、所定の審査事項については速やかに総括管理責任者に報告する。
- (3) 管理担当班は管理部門の者を統括管理責任者とし、1名以上をもって構成し、管理部門の指示に基づいて業務を遂行する。また、所定の審査事項、精査内容、苦情申出等については速やかに副総括管理責任者に報告する。
- (4) 管理担当班は、苦情・紛争が発生した場合、必要に応じて営業部門への調査権を有するものとする。

### (投資可能資金額の定義)

第5条 投資可能資金額とは、顧客自らが申告した損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金として差入れ可能な資金総額のことであり、商品先物取引によって発生した損失額等を差引いた額をいう。

- 2 顧客に投資可能資金額の申告を求める際は、前項の定義を十分に説明し、理解させた上で投資可能資金額の申し出を受けるものとする。

(勧誘に関する対応)

第6条 当社は、顧客への迷惑勧誘を防止するため、次に定める勧誘を行わない。但し、顧客から指定された場合はその限りではない。

- (1) 当該顧客が就寝していると推測される時間帯（午後9時から午前8時）の勧誘
- (2) 当該顧客から勧誘を行わないよう依頼のあった時間帯、場所、方法での勧誘
- (3) 当該顧客の意思に反する長時間（3時間超える時間）に亘る勧誘
- (4) 当該顧客を威圧し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘

(勧誘の際の意思確認)

第7条 当社は、原則として顧客から商品先物取引の勧誘の求めがない限り、当該顧客に対する登録外務員による商品先物取引の勧誘は行わない。商品先物取引の委託の勧誘に際しては、勧誘に先立って、顧客に対して、意思確認を行うものとする。

- 2 商品先物取引のうち損失限定取引である「総取引金額型取引契約」については、勧誘に先立って顧客に対して、会社名、外務員名及び目的を告知し、顧客の了承の意思確認が取れたものに限り、勧誘が出来るものとする。
- 3 当社は第1項及び第2項に関して、当該顧客に勧誘を受ける意思を確認し、取引をする意思表示をした者について記録を作成し、これを取引終了後3年間保管する。
- 4 当社は、委託を行わない旨の意思を表示した者（勧誘を受ける意思のない者を含む。）については記録を作成し、再勧誘は行わないものとする。また、当該申し出のあった者については、電話発信規制システムへの登録を行うことで再勧誘の防止に対応するものとする。

(取引意思の確認)

第8条 当社は、顧客の取引意思及び取引に対する主体性を確認するため、契約に先立って、「契約締結前交付書面及び事前説明書受領書」・「契約締結前交付書面及び事前説明書確認書」、「リスク確認書」、「お客様理解度アンケート」、「口座設定申込書」及び「本人確認書面」を徴収するものとする。

- 2 顧客の属性については、次の事項を記録するために「顧客カード」及び「事前審査録」を作成する。
  - (1) 氏名又は名称
  - (2) 住所又は所在地及び連絡先
  - (3) 生年月日（顧客が自然人である場合に限る。次号においても同じ。）
  - (4) 職業及び職種
  - (5) 収入及び資産の状況
  - (6) 投資可能資金額
  - (7) 商品デリバティブ取引その他の投資取引の経験の有無及びその程度
  - (8) 商品先物取引契約を締結する目的
  - (9) その他必要と認める事項
- 3 顧客カードの原本は、管理部に備え付けるものとする。

- 4 取引中の顧客の属性について、次の要領にて的確な把握に努めるものとし、変更があった場合には速やかに顧客カードを更新する。
  - (1) 「口座設定申込書」の記載内容又は営業担当者からの報告により、顧客に関する情報の変更があることが判明した場合
  - (2) 前号による属性変更把握のほか、顧客の属性情報に疑問が生じた場合、管理担当班は顧客に対して電話等により属性情報の確認を行う。
- 5 当社は、売買の都度、「売買報告書及び売買計算書」を送付する他、電話又は適切な手段により売買内容を報告し、顧客の取引意思を確認する。

(適合性の審査)

第9条 商品先物取引における適合性の審査は、担当営業社員が「契約締結前交付書面及び事前説明書受領書」・「契約締結前交付書面及び事前説明書確認書」、「リスク確認書」、「お客様理解度アンケート」、「口座設定申込書」、「本人確認書面」及び「顧客カード」の書面を添えて、商品先物取引契約前に予め管理担当班に報告し、審査を受けることとし、その手続きの最終審査者は総括管理責任者とする。

- 2 当社は、商品先物取引適否の審査終了後でなければ、約諾書の差入れ、証拠金の受入れ、取引の受注を行わない。
- 3 商品先物取引における適合性の審査の判断基準として下記の項目を定める。
  - (1) 商品先物取引の理解度
  - (2) 社会的経験度
  - (3) 資産及び収入
  - (4) 投資可能資金額
  - (5) 商品先物取引契約を締結する目的
  - (6) その他必要と認める事項
- 4 勧誘及び適合性の審査の過程で顧客が適合性を有しないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止する。
- 5 当社は、審査結果の記録事項を、審査日、審査者、適否の最終審査者、判断の理由及び根拠等と定め、これらを記録した事前審査録を管理部にて取引終了後3年間保管する。

(常に不相当と認められる者)

第10条 当社は、次の第1号乃至第6号に該当する者を常に不相当な者と判断し、一切の商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 長期療養者
- (4) 破産者で復権を得ない者
- (5) 商品先物取引を借入れにより行おうとする者
- (6) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者

- 2 取引中の顧客が、前項各号に該当することが判明した場合は、新たな取引の勧誘は行わないものとし、必要な措置を講ずる。

(原則として不相当と認められる勧誘)

第 11 条 当社は、次の第 1 号乃至第 4 号に該当する者に対しては、原則として商品先物取引の委託の受託を行わない。但し、次条に定める要件を満たす場合にあってはこの限りでない。

- (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてている者（年金等の収入が収入全体の過半を占めている）
- (2) 一定以上（年間 500 万円以上）の所得を有しない者
- (3) 一定以上（75 歳以上）の高齢者
- (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者

- 2 前項各号に該当しない者であっても、総括管理責任者が、その者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行うにふさわしくないと判断した者については、委託の勧誘及び受託を行わない。

(原則として不相当と認められない例外の勧誘)

第 12 条 前条第 1 項各号に該当する者で、本人から取引をしたい旨の申出があった場合、顧客自らが適合性原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘」の対象者であることを理解しているとともに、次に掲げる例外要件を自ら満たすことを確認する旨の自書による申出書があり、例外の要件を満たした上で、商品取引の仕組み、リスク等を十分理解し、取引をするにふさわしいと管理担当班が判断し、総括管理責任者が認めた場合は商品先物取引の勧誘及び受託をすることができる。

- (1) 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する者は、本人から取引をしたい旨を明記し顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を記載した自書による申出書があること。

- (2) 前条第 1 項第 3 号に該当する場合は、本人から取引をしたい旨を明記した自書による申出書があり、下記の①及び②又は③に該当し、管理担当班が認めた者

- ① 「理解度シート」により、商品先物取引の仕組み、リスク等を的確かつ十分に理解していると認められる者
- ② 商品先物取引の経験が直近の 3 年以内に延べ 90 日以上有する者
- ③ 証券取引における信用取引又は外国為替証拠金取引の取引経験が直近の 3 年以内に延べ 180 日以上有する者

- (3) 前条第 1 項第 4 号に該当する場合は、下記の事項を記載した申出書があること。

- ① 顧客自ら投資可能資金額を超えて取引をしたい旨
- ② 新たな投資可能資金額が損失しても生活に支障のない範囲で設定されている旨
- ③ 新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有している旨

- 2 取引中の顧客が、前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当することが判明した場合は、本条第 1 項第 1 号の要件を満たした顧客に対し、管理担当班責任者が、電話又は面談等により

審査し、総括管理責任者が認めた場合は勧誘及び受託をすることができる。

- 3 取引中の顧客が、前条第1項第3号に該当することが判明した場合は本条第1項第2号の要件を満たした顧客に対し、副総括責任者が電話又は面談等により審査し、総括管理責任者が認めた場合は勧誘及び受託をすることができる。
- 4 取引中の顧客が前条第1項第1号乃至第2号に該当することが判明した場合、顧客の情報を更新するものとする。
- 5 当該審査記録に関しては、第9条第5項に準ずるものとする。

(勧誘の際の説明義務)

第13条 商品先物取引の委託の勧誘に際しては、「契約締結前交付書面」、「事前説明書」等を事前に交付した上で、以下に掲げる事項について説明し、その理解を書面により確認するものとする。

- (1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない商品取引所法で定める取引証拠金の数倍～数十倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であること。
- (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。
- (3) 相場の変動により損失が一定以上になった場合に、損失を確定させずに取引を継続したいのであれば、追加的な取引証拠金等を預託する必要があること。
- (4) 取引証拠金等に関する事項
- (5) 委託手数料に関する事項
- (6) 禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨
- (7) その他商品取引所法施行規則第104条に定める事項

(未経験者等の取引に係る管理措置)

第14条 当社は、商品先物取引に参入するにふさわしい健全な顧客層の拡大を図るため、商品先物取引の経験の無い者については、3ヶ月間の習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。なお、商品先物取引の経験の無い者とは、商品先物取引の経験が直近の3年以内に延べ90日以上有しない者をいう。

- (1) 取引にあたっては、第13条に定める説明を行うことにより、商品先物取引についての十分な理解と認識を求める。
- (2) 取引にあたっては、特に証拠金不足及び損失が発生した場合についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該顧客の資金力、取引経験等からみて明らかに不相応と判断される売買取引については、管理担当班が当該顧客に資金状況の確認を行う。
- (3) 習熟期間中の顧客については、商品先物取引を十分理解したうえ円滑な取引が行われるよう、次の事項について「取引経過アンケート」調査を行う。調査結果により取引指導が必要な場合は、管理担当班が必要な知識の啓蒙と普及に努める。

- ① 売買注文は自身の判断と責任で行うことについて
- ② 売買報告書及び売買計算書をその都度確認することについて
- ③ 残高照合通知書を毎月確認することについて
- ④ 担当者との連絡状況が良好か否かについて
- ⑤ その他必要と認める事項について

(4) 習熟期間中の顧客から売買の商品先物取引を行うに際しては、顧客の保護と育成を図るため、当該顧客の資質、資力等を考慮のうえ、相応の証拠金所要額の範囲内において、次の要領により商品先物取引を行うこと。

顧客自身が「口座設定申込書」上で定めた投資可能資金額の3分の1の金額を証拠金所要額の上限と定め、その金額の範囲内での建玉とする。但し、総括管理責任者が次に定める事項により、正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

- ① 副総括管理責任者が顧客の商品先物取引の仕組み、リスク等を「理解度シート」により、十分習熟したと客観的に認められる者。
- ② 未経験者保護のための取引量を制限する措置が設けられていること及び例外要件を理解しているとともに自らが例外要件を満たすことについて確認する旨の自書による申出書があること。

2 当該審査記録の保管に関しては、第9条第5項に準ずるものとする。

(顧客に対する誠実公正義務)

第15条 顧客の指示及び依頼に対しては、誠実かつ公正に業務を遂行すること。

(不正資金の流入防止)

第16条 当社は、次に規定するものを公金取扱者とし、当該顧客からの商品先物取引の受託に当たっては、不正資金の流入を防止するため、本条第2項乃至第5項の措置を講ずるものとする。

- (1) 銀行、農協・漁協等の協同組合、信用金庫、信用組合、郵便局等の金融機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る者
- (2) 保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社、その他ノンバンクにおける金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る者
- (3) 国、地方公共団体、その他公益機関における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る者
- (4) 民間企業等における会計関係部署等に所属し、金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る者

2 契約締結時に顧客が前項各号に掲げる者に該当する場合には、商品先物取引の受託に際して「自己資金の範囲内で取引を行う」旨の書面の差し入れを受けるものとする。

3 取引中の顧客が第1項各号に掲げる者に該当することが判明した場合には、不正資金の流入を回避するための必要な措置を講ずる。

4 第1項に掲げる者の実入金額3000万円を超えたときに監視を強化するものとし、それ以降1回あたりの入金額が1000万円を超える都度、当該顧客の資金について調査を

開始する。

- (1) 調査に際しては、資金の出所を把握するため、当該顧客しか知り得ない資金の具体的な根拠を確認する。又、必要に応じて、証明書類（預金通帳等の写し、残高証明書、その他）の提出を求める。
  - (2) 調査において当該顧客から資金の裏付けを証明する具体的な根拠の確認ができない場合、又はこれを拒んだ場合には、その後の新たな入金を受け付けないものとする。
  - (3) 調査業務は管理部が担当し、当該顧客の担当者である登録外務員及び営業部門の部店責任者は協力しなくてはならない。又、調査が困難であると判断したときは、外部機関を利用して調査することができる。
  - (4) 前項の調査に関しては、その記録を5年間保管する。
- 5 第1項各号に掲げる者から不正資金の流入が判明したときは、その後の新たな入金及び建玉は受け付けないものとし、総括管理責任者は当該顧客に対し速やかに決済するように要請し、建玉が全て決済されたときは直ちに清算するものとする。

(顧客との入金及び出金に係る管理措置)

第17条 顧客との入金及び出金での事故防止のため、次の項目を定める。

- (1) 顧客との間の入金及び出金は原則として振込みにより行うものとする。やむを得ず現金の授受を行う必要がある場合については、統括管理責任者が顧客ごとにその必要性等について個別に審査して判断するものとする。
- (2) 取引証拠金を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した証拠金預り証の交付と同時に行うものとする。
- (3) 登録外務員が顧客との間で、現金による入金及び出金をしたときは、統括管理責任者は当該顧客に電話又は面談にて、入金及び出金の額、現金受渡しの日時、担当した登録外務員の氏名等について確認するものとする。
- (4) 現金の授受に際しては、原則複数の役職員で対応するものとし、やむを得ず一人の登録外務員で対応する場合には、営業部門の部店責任者の承認を得るものとする。

(証拠金の額と適用範囲)

第18条 顧客が保有する建玉全体を維持するために必要な証拠金の金額として当社が定める金額を「証拠金所要額」とし、「証拠金所要額」は当該顧客が保有する建玉全体から生じるリスクに応じてSPAN<sup>®</sup>を用いて計算された金額と同額以上の額とする。その適用範囲は、当社に商品先物取引を委託している全ての顧客及び当社が受託している商品先物取引所に上場している商品並びに商品指数とする。

なお、証拠金の額等に係る社内責任者は総括管理責任者とし、その内容について顧客及び社内にも周知徹底するとともに記録は3年間保管するものとする。

(商品先物取引業務における禁止事項)

第19条 商品先物取引の委託の勧誘及び商品先物取引にあたっては、商品取引所法、同施行規則、商品先物取引契約準則及び日商協「商品先物取引等業務に関する規則」に定める

禁止行為をしてはならない。

(違反者に対する制裁)

第 20 条 前条に定める商品先物取引等業務に関する禁止事項に抵触した者に対しては就業規則（但し、投資相談室の契約社員については各種歩合制外務員に関する規則及び登録外務員雇用契約書）に基づき運用する。

(広告、宣伝に係る管理措置)

第 21 条 当社は、商品先物取引等業務の手段として印刷物、マス媒体、宣伝用物品の頒布等による広告、宣伝を行うときは、表示及び方法を適正に行うため、広告管理委員会を設置し、実施に先立って社内審査を行うものとする。又、更新を行なうときも同様とする。

2 広告管理委員会は管理担当役員、管理部部長、及び総務部部長の 3 名をもって構成し、その広告管理責任者は管理担当役員とする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第 22 条 この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

(対面取引と電子取引を併用する取引)

第 23 条 対面取引と電子取引を併用する取引 **Windsor+** (ウィンザープラス) は本商品先物取引業務管理規則によるものとする。

2 **Windsor+** (ウィンザープラス) を利用する顧客の ID、パスワードは経営企画部で管理する。

(電子取引)

第 24 条 電子取引である **Venus** (ヴィーナス) は、別に定める「商品先物取引業務管理規則 (電子取引 **Venus**)」によるものとする。

附則：この規則は、平成 23 年 1 月 1 日から実施する。

附則：この改正は、平成 23 年 2 月 28 日から実施する。

附則：この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

## 商品先物取引業務管理規則

(電子取引 Venus)

フジフューチャーズ株式会社

(目的)

第1条 この規則は、電子取引 Venus (ヴィーナス) の顧客について、適正な商品先物取引業務を遂行するため、その運営及び管理について必要な事項を定める。

(制定及び改正)

第2条 この規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て行う。

(責任の所在)

第3条 商品先物取引業務に係る経営上の責任は、取締役及び総括管理責任者が負うものとする。

(管理担当班の設置)

第4条 当社は、この規則の適切な運営及び商品先物取引業務に係る責任の明確化を図るため、管理担当班を設置し、責任者を置くものとする。

- (1) 総括管理責任者は管理担当役員とし、本規則に基づき電子取引 Venus (ヴィーナス) における商品先物取引業務の適切な運営を指揮・総括する。
- (2) 副総括管理責任者は総括管理責任者が任命した管理部門の者とし、総括管理責任者の指示に基づき法令諸規則並びに管理規則の遵守状況の点検・指導を行うとともに統括管理責任者の職務について掌握、指導する。又、総括管理責任者が不在の場合はその職務を代行し、所定の審査事項について速やかに総括管理責任者に報告する。
- (3) 管理担当班は、管理部門の者を統括管理責任者とし、1名以上をもって構成し、管理部の指示に基づいて業務を遂行する。又、所定の審査事項、精査内容、苦情申出等について速やかに副総括管理責任者に報告する。
- (4) 管理担当班は、苦情・紛争が発生した場合、必要に応じて担当部門への調査権を有するものとする。

(投資可能資金額の定義)

第5条 投資可能資金額とは、顧客自らが申告した損失を被っても生活に支障のない範囲で証拠金として差し入れ可能な資金総額のことであり、商品先物取引によって発生した損失額等を差し引いた額をいう。

- 2 顧客に投資可能資金額の申告を求める際は、前項の定義を理解しているか確認したあとに投資可能資金額の申し出を受けるものとする。

(勧誘に関する対応)

第6条 当社は、電子取引 **Venus** (ヴィーナス) において、電話又は訪問による商品先物取引の委託の勧誘を行わない。

(取引意思の確認)

第7条 当社は、顧客の取引意思及び取引に対する主体性を確認するため、契約に先立って、次の電子データ及び書面を徴収するものとする。

(1) 「契約締結前交付書面」、「電子取引に関するお取決め事項」、「事前説明書」、「証拠金についてのお知らせ」、「受託契約準則」、「手数料一覧表」、「公金取扱者について」、「個人データの共同利用に関するお知らせ」を熟読して理解できた旨及び次項に規定する「顧客カード」の記載事項の内容の等を記載した「口座開設総合申込データ」

(2) 「本人確認書面」

2 顧客の属性については、次の事項を記録するために「顧客カード」及び「事前審査録」を作成する。

(1) 氏名又は名称

(2) 住所又は所在地及び連絡先

(3) 生年月日(顧客が自然人である場合に限る。次号においても同じ。)

(4) 職業及び職種

(5) 収入及び資産の状況

(6) 投資可能資金額

(7) 商品デリバティブ取引その他の投資取引の経験の有無及びその程度

(8) 商品先物取引契約を締結する目的

(9) その他必要と認める事項

3 顧客カードの原本は、管理部に備え付けるものとする。

4 取引中の顧客の属性について、次の要領にて的確な把握に努めるものとし、変更があった場合には速やかに顧客カードを更新する。

(1) 顧客に対しメール及び **Web** 画面上により定期的に属性変更の照会を行い、属性情報に変更があった場合には担当部署又は相談窓口等に申し出るよう注意喚起を行う。

(2) 前号による確認のほか、顧客の属性情報に疑問が生じた場合、管理担当班は顧客に対して電話等により属性情報の確認を行う。

5 預り証拠金残高がない状態で6箇月を経過した顧客(ただし、満 **70** 歳以上の顧客については預り証拠金残高がない状態になった際は、再入金の際に原則として顧客属性の確認を行うものとする。

(適合性の審査)

第8条 商品先物取引業務における適合性の審査は、次の手順で事前審査を行うものとする。

(1) 管理担当班は、「口座開設総合申込データ」の内容を点検し、電話等により口座

開設総合申込書類等の属性を確認した上で審査を行い、適合性があると判断した顧客について総括管理責任者に審査を要請する。

- (2) 総括管理責任者は、前号の内容にて管理担当班が顧客に確認した属性情報を踏まえ、口座開設総合申込書類等に基づいて適合性の最終審査を行う。
- 2 当社は、商品先物取引における適合性の適否の審査終了後でなければ、取引を受託しない。
- 3 商品先物取引における適合性の審査の判断基準として下記の項目を定める。
  - (1) 商品デリバティブ取引、その他の投資取引の経験の有無及びその程度
  - (2) 社会的経験度
  - (3) 資産及び収入
  - (4) 職業、業種
  - (5) 投資可能資金額
  - (6) 商品先物取引契約を締結する目的
  - (7) その他必要と認める事項
- 4 管理担当班の審査方法は書類審査によるものとするが、次の項目に該当するものについては電話等で審査を行う。但し、次の第1号又は第2号に該当する者が取引の申し込みを行った場合は、顧客自らが適合性原則に照らして「原則として不相当と認められる勧誘」の対象者であることを理解したうえで、顧客本人が取引したい旨、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を記載した申出書の差し入れを受けた後に審査を行うものとする。
  - (1) 年間500万円以上の収入を有しない者
  - (2) 年齢が70歳以上の者
  - (3) 商品先物取引の経験を有しない者
  - (4) その他必要と認めた場合
- 5 当社は、審査結果の記録事項を、審査日、審査者、適否の最終審査者、判断の根拠等と定め、これらを記録した事前審査録等を管理部にて取引終了後3年間保管する。

(常に不相当と認められる者)

- 第9条 当社は、次の第1号乃至第7号に該当する者を常に不相当な者と判断し、一切の商品先物取引の受託を行わない。
- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
  - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
  - (3) 長期療養者
  - (4) 破産者で復権を得ない者
  - (5) 商品先物取引を借入れにより行おうとする者
  - (6) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない者
  - (7) 属性情報の申告を拒む又は故意に虚偽の申告を行う者
- 2 取引中の顧客が、前項各号に該当することが判明した場合は、新たな取引の受託は行わ

ないものとし、必要な措置を講ずる。

(原則として不適當と認められる勧誘の対象者)

第10条 当社は、次の第1号乃至第3号に該当する者に対しては、原則として商品先物取引の受託は行わない。ただし、次条に定める要件を満たす場合にあってはこの限りではない。

- (1) 年間500万円以上の収入を有しない者
- (2) 70歳以上の者(ただし、当社と取引継続中の者を除く。)
- (3) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者

2 前項各号に該当しない者であっても、管理担当班がその者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行うにふさわしくないと判断した者については、商品先物取引の受託を行わない。

(原則として不適當と認められない勧誘の対象者の例外)

第11条 前条第1項各号に該当する者が取引の申込を行った場合は、顧客自らが適合性原則に照らして「原則として不適當と認められる勧誘の対象者」であることを理解しているとともに、次に掲げる例外要件自ら満たすことを確認する旨の自書による申出書があり、例外要件を満たした上で、商品先物取引の仕組み、リスク等を十分理解し、取引を行うにふさわしいと管理担当班が判断し、総括管理責任者が認めた場合は商品先物取引の受託を行うことができる。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に該当する者は、顧客本人が取引したい旨、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる試算を記載した申出書の差し入れを受けること。
- (2) 前条第1項第3号に該当する場合は、次の事項を記載した申出書があること。
  - ① 顧客自ら投資可能資金額を超えて取引したい旨
  - ② 新たな投資可能資金額が損失しても生活に支障のない範囲で設定されている旨
  - ③ 新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有している旨

2 取引中の顧客が、前条第1項第1号及び第2号に該当することが判明した場合は、本条第1項第1号の要件を満たし、管理担当班が電話・面談等により審査し、総括管理責任者が認めた場合は商品先物取引の受託をすることができる。

3 取引中の顧客が前条第1項第1号及び第2号に該当することが判明した場合、顧客の情報を更新するものとする。

4 当該審査記録に関しては、第8条第5項に準ずるものとする。

(顧客に対する誠実公正義務)

第12条 顧客の指示及び依頼に対しては、誠実かつ公正に業務を遂行する。

(不正資金の流入防止)

第13条 当社は、次に規定する者を公金取扱者とし、当該顧客からの商品先物取引の受託

に当たっては、不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 銀行、農業・漁業等の協同組合、信用金庫、信用組合、郵便局などの金融機関の金銭、有価証券の取扱いに直接又は間接に係わる者
  - (2) 保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社等のノンバンクにおける金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
  - (3) 国、地方公共団体、その他公益機関における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
  - (4) 民間企業等における会計関係部署等に所属し、金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者
- 2 契約締結時に顧客が前項各号に掲げる者に該当する場合には、商品先物取引の受託に際して「自己資金の範囲内で取引を行う」旨の書面の差し入れを受けるものとする。
- 3 取引中の顧客が第1項各号に掲げる者に該当することが判明した場合には、不正資金の流入を回避するための必要な措置を講ずる。
- 4 第1項に掲げる者の実入金額が3000万円を超えたときに監視を強化するものとし、それ以降1回当たりの入金額が1000万円を超える都度、当該顧客の資金について調査を開始する。
- (1) 調査に際しては、資金の性格や出所を把握するため、当該顧客しか知り得ない資金の具体的な根拠を確認する。又、必要に応じて証明書類（預金通帳の写し、残高証明書、その他）の提出を求める。
  - (2) 調査において当該顧客から資金の裏付けを証明する具体的な根拠の確認ができない場合、又はこれを拒んだ場合には、その後の新たな入金を受け付けないものとする。
  - (3) 調査業務は管理部又は管理部より委託を受けたインターネット事業部が担当するものとし、調査が困難であると判断したときは、外部機関を利用して調査することができる。
  - (4) 前項の調査に関しては、その記録を作成し5年間保存する。
- 5 第1項各号に掲げる者から不正資金の流入が判明したときは、その後の新たな入金及び建玉は受け付けないものとし、総括管理責任者は当該顧客に対し速やかに決済するよう要請し、建玉が全て決済されたときは直ちに清算するものとする。

(証拠金の額と適用範囲)

第14条 顧客が保有する建玉全体を維持するために必要な証拠金の金額として当社が定める金額を「証拠金所要額」という。「証拠金所要額」は当該顧客が保有する建玉全体から生じるリスクに応じてSPAN<sup>®</sup>を用いて計算された金額と同額以上の額とする。その適用範囲は、当社に商品先物取引を委託している全ての顧客及び当社が受託している商品先物取引所で上場している商品並びに商品指数とする。

なお、証拠金の額等に係る社内責任者は総括管理責任者とし、その内容について顧客及び社内にも周知徹底するとともに記録は3年間保存するものとする。

(ID・パスワードの管理)

第15条 当社は、電子取引 Venus（ヴィーナス）における顧客の ID 及びパスワードの管理については、十分な注意を持って行なうものとする。

(特定委託者・特定当業者及び一般顧客の移行手続き)

第16条 特定委託者・特定当業者は一般顧客として、又は一般顧客は特定委託者・特定当業者として取り扱うよう申し出ることができる。

2 第1項の取り扱いは、法第197条第3項乃至第10項を準用する。

(商品先物取引業務における禁止事項)

第17条 商品先物取引の委託の受託にあたっては、商品先物取引法、同施行規則、受託契約準則及び日本商品先物取引協会「商品先物取引業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(違反者に対する制裁)

第18条 前条に定める商品先物取引業務における禁止事項に抵触した者に対しては就業規則に基づき運用する。

(広告、宣伝に係る管理措置)

第19条 当社は、商品先物取引業務の手段として印刷物、マス媒体、宣伝用物品の頒布等による広告、宣伝を行うときは、表示及び方法を適正に行うため、広告管理委員会を設置し、実施に先立って社内審査を行うものとする。又、更新を行うときも同様とする。

2 広告管理委員会は管理担当役員、管理部責任者、及び総務部責任者の3名をもって構成し、その広告管理責任者は管理担当役員とする。

(勧誘方針の策定及び公表)

第20条 当社では、顧客への適正な勧誘を確保しそれを周知徹底するために勧誘方針を定め書面及び電磁的方法にて閲覧できる環境を整備し、ホームページ上において公表するものとする。

(システム障害時の対応・報告)

第21条 当社は、電子取引に係る安全性の確保及びシステム障害等の不測の事態への対応は次の通り行うものとする。

- (1) 速やかに顧客へ電磁的方法によりシステム障害等の発生を伝達する。
- (2) システム業務部担当者は、関係各部署へ状況を連絡する。
- (3) 商品先物取引業務、決済業務、問い合わせ等はインターネット事業部で行う。
- (4) 管理担当班は、発生したシステム障害について報告書を作成し、日本商品先物取引協会及び関係各部署に報告を行う（ただし、注文執行に支障のない事項は除く）。

(日本商品先物取引協会への届出)

第 22 条 この規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

附則：この規則は、平成 23 年 1 月 1 日より実施する。

附則：この改正は、平成 23 年 2 月 28 日から実施する。

③ 顧客数

顧客数 4,567 名 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>9,073,938</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,527,534</b>
現金及び預金	305,579	未払法人税等	7,272
委託者未収金	90,363	未払金	23,743
前払金	1,231	未払費用	11,108
前払費用	6,754	預り証拠金	8,046,775
保管有価証券	434,807	預り証拠金代用有価証券	434,807
差入保証金	7,569,223	預り金	3,827
委託者先物取引差金	558,027	<b>固定負債</b>	<b>202,583</b>
預託金	100,000	長期未払金	202,583
未収入金	2,163	<b>特別法上の準備金</b>	<b>125,578</b>
未収収益	13,961	商品取引責任準備金	125,578
立替金	14	(商品先物取引法第221条)	
貸倒引当金	△ 8,188	<b>負債合計</b>	<b>8,855,696</b>
<b>固定資産</b>	<b>732,007</b>	<b>純資産の部</b>	
<b>有形固定資産</b>	<b>275,261</b>	<b>株主資本</b>	<b>950,250</b>
建物及び設備	185,085	<b>資本金</b>	<b>1,010,000</b>
器具備品	90,015	<b>資本剰余金</b>	<b>2,585,000</b>
土地	160	その他資本剰余金	2,585,000
<b>無形固定資産</b>	<b>95,637</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>△ 1,411,032</b>
ソフトウェア	94,929	その他利益剰余金	△ 1,411,032
電話加入権	708	別途積立金	933,885
<b>投資その他の資産</b>	<b>361,108</b>	繰越利益剰余金	△ 2,344,917
投資有価証券	26,609	<b>自己株式</b>	<b>△ 1,233,716</b>
長期委託者未収金	248,048	<b>純資産合計</b>	<b>950,250</b>
差入保証金	88,593	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>9,805,946</b>
長期貸付金	64,577		
長期未収金	133,968		
ゴルフ会員権	12,110		
貸倒引当金	△ 212,798		
<b>資産合計</b>	<b>9,805,946</b>		

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

② 損益計算書

損 益 計 算 書

〔 自 平成22年 4月 1日  
至 平成23年 3月 31日 〕

(単位：千円)

		科 目	金	額	
経 常 損 益 の 部	営業 損 益 の 部	営 業 収 益		819,407	
		受 取 手 数 料	803,030		
		売 買 損 益	16,377		
	営 業 費 用	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,372,500	1,372,500	
		<b>営 業 損 失</b>		<b>553,093</b>	
	営 業 外 損 益 の 部	営業外 損 益 の 部	営 業 外 収 益		7,626
			受 取 利 息	5,328	
		雑 収 入	2,298		
		営 業 外 費 用	支 払 利 息	2	492
			そ の 他	490	
<b>経 常 損 失</b>		<b>545,959</b>			
特 別 損 益 の 部	特 別 損 益	特 別 利 益		85,557	
		貸 倒 引 当 金 戻 入	31,991		
		商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	53,566		
	特 別 損 失	特 別 損 失		102,354	
		固 定 資 産 除 却 売 却 損	90,917		
		減 損 損 失	4,037		
		前 期 損 益 修 正 損	7,400		
<b>税 引 前 当 期 純 損 失</b>		<b>562,757</b>			
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税				3,227	
<b>当 期 純 損 失</b>				<b>565,984</b>	

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金
前期末残高	2,210,000	500,000	885,000	1,385,000	—	933,885
当期変動額						
資本金の減少	△ 1,200,000	—	1,200,000	1,200,000	—	—
資本準備金取崩	—	△ 500,000	500,000	—	—	—
当期純損失	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△ 1,200,000	△ 500,000	1,700,000	1,200,000	—	—
当期末残高	1,010,000	—	2,585,000	2,585,000	—	933,885

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
前期末残高	△ 1,778,933	△ 845,048	△ 423,716	2,326,234	2,326,234
当期変動額					
資本金の減少	—	—	—	—	—
資本準備金取崩	—	—	—	—	—
当期純損失	△ 565,984	△ 565,984	—	△ 565,984	△ 565,984
自己株式の取得	—	—	△ 810,000	△ 810,000	△ 810,000
当期変動額合計	△ 565,984	△ 565,984	△ 810,000	△ 1,375,984	△ 1,375,984
当期末残高	△ 2,344,917	△ 1,411,032	△ 1,233,716	950,250	950,250

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

#### ④ 個別注記表

##### (1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

###### (a) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

保管有価証券

商品先物取引の預り証拠金代用有価証券として受け入れた保管有価証券は商品先物取引法施行規則第 39 条の規定に基づく充用価格によっており、主な有価証券の充用価格は次のとおりであります。

利付国債証券(7%未満)	額面金額の 80%
社債(上場銘柄)	額面金額の 65%
株券(一部上場銘柄)	時価の 70%相当額
倉荷証券	時価の 70%相当額

###### (b) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産は定率法によっております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。

また、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から 5 年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産は定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。

###### (c) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

###### (d) 特別法上の準備金の計上基準

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第 221 条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

###### (e) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

##### (2) 重要な会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第 18 号 平成 20 年 3 月 31 日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適

用指針第 21 号 平成 20 年 3 月 31 日) を適用しております。

これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

(3) 貸借対照表に関する注記

(a) 取締役に対する金銭債権	195,401 千円
(b) 取締役に対する金銭債権	202,583 千円
(c) 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳	

イ. 預託資産

商品先物取引法等関係法令により、ドットコモディティ株式会社に預託している資産

差入保証金	7,526,223 千円
保管有価証券(代用分)	434,807 千円
合 計	7,961,031 千円

差入保証金として 43,000 千円

ハ. 預託金 100,000 千円

上記の預託金は商品先物取引法施行規則第 98 条 1 項 4 号に基づく日本商品委託者保護基金への預託額であり、同規則に基づく日本商品委託者保護基金による代位弁済保証額は、200,000 千円であります。

(d) 有形固定資産の減価償却累計額

199,832 千円

(4) 株主資本等変動計算書に関する注記

(a) 当事業年度末日における発行済株式の総数に関する事項

<u>株式の種類</u>	<u>普通株式</u>
前事業年度末株式数	402,000 千株
当事業年度増加株式数	—
当事業年度減少株式数	—
当事業年度末株式数	402,000 千株

(b) 当事業年度末日における自己株式の数に関する事項

<u>株式の種類</u>	<u>普通株式</u>
前事業年度末株式数	28,247 千株
当事業年度増加株式数	90,000 千株
当事業年度減少株式数	—
当事業年度末株式数	118,247 千株

(5) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な原因は、繰越欠損金及び退職給付引当金、貸倒引当金の否認等であり、回収可能性がないため資産計上しておりません。

(6) リースにより使用する固定資産に関する注記

器具備品            電子計算機およびノートパソコン等  
ソフトウェア        汎用電子計算機ソフトウェア等

(7) 金融商品に関する取引

(a) 金融商品の状況に関する注記

当社は、商品先物取引を中心とする金融・投資サービスを行っております。  
委託者未収金に係る信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として(株)東京工業品取引所及び(株)東京穀物商品取引所の株式であり、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

(b) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	305,579	305,579	—
(2) 委託者未収金 貸倒引当金	90,363 △8,188	90,363 △8,188	— —
(3) 保管有価証券	434,807	434,807	—
(4) 差入保証金 (流動資産)	7,569,223	7,569,223	—
(5) 長期委託者未収金 貸倒引当金	248,048 △212,798	248,048 △212,798	— —
(6) 差入保証金 (固定資産)	88,593	88,593	—
(7) 長期貸付金	64,577	64,577	—
(8) 長期未収金	133,968	133,968	—
(9) 未払金	23,743	23,743	—
(10) 預り証拠金	8,046,775	8,046,775	—
(11) 預り証拠金 代用有価証券	434,807	434,807	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金及び(2) 委託者未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(3) 保管有価証券及び(11) 預り証拠金代用有価証券

顧客よりの取引証拠金として有価証券を預かったものを保管しているものであり、時価については、商品先物取引の預り証拠金代用有価証券として預託を受けたもので、商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっております。

(4) 差入保証金(流動資産)及び(10) 預り証拠金

主として顧客から取引証拠金を現金及び預金として預かりドットコモディティ(株)に差入れているものであり、流動的であるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期委託者未収金

委託者未収金のうち回収が長期化している債権であり、回収可能性を検討し回収が見込まれないものについては、貸倒引当金を計上しております。すなわち貸倒引当金を信用リスクとして検討し、時価を算定しております。

(6) 差入保証金(固定資産)

主として本社事務所の賃借契約保証金として住友不動産㈱に差入れているもの等であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなし、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期貸付金及び(8) 長期未収金

貸倒引当金を信用リスクとして検討し、時価を算定しております。

(9) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(貸借対照表計上額26,609千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上記の「金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

(8) 関連当事者との取引に関する注記

①親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
法人主要株主	日研産業(株)	東京都品川区	10百万円	証券投資業	(被所有)直接21.70%	役員の兼任1名	賃借料(注3)	2,857	-	-

②役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び近親者	寺町 博	-	-	当社代表取締役会長兼社長	(被所有)直接52.86%	-	資金の貸付(注1)(注2)	-	長期貸付金	61,900
							利息の受取(注1)	5,257	長期未収入金	16,368
							遅延損害金	-	長期未収入金	117,133
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社等の子会社を含む)	(株)コトブキ	東京都品川区	45百万円	証券及び商品取引の売買	(被所有)直接14.09%	役員の兼任無し	-	-	-	-
	アトラス川奈(株)	東京都中央区	10百万円	飲食業	-	役員の兼任4名	接待交際費等(注3)	16,722	-	-
	日研産業(株)	東京都品川区	10百万円	証券投資業	(被所有)直接21.70%	役員の兼任1名	賃借料(注3)	2,857	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 貸付金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 当社代表取締役会長兼社長に対する資金貸付について、同氏より担保として当社株式 110,000 千株預かっております。

3. 取引条件および取引条件の決定方針は一般取引と同様の条件で決定しております。

(9) 資産除去債務に関する注記

当社は、不動産賃貸契約に基づくオフィス等の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、また移転計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(10) 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3円34銭
1株当たり当期純損失	1円79銭

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

【追加情報】

1. 平成 23 年 6 月 27 日開催の第 49 回定時株主総会にて、資本金の額の減少の決議がなされました。なお減少した額の全部をその他資本剰余金に計上いたします。

- ・ 資本金 10 億 1 千万円 → (5 億円減少) → 5 億 1 千万円
- ・ 効力発生日 平成 23 年 8 月 30 日

2. 同総会にて、定款の変更の承認の決議がなされました。

新	旧
<p><b>(目的)</b> 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>商品先物取引法に基づく商品先物取引業者として、各地商品取引所の取引参加者となり当該商品市場における上場商品（指数、オプションを含む。）の売買および売買取引の受託業務ならびに委託の取次業務を行う。</u></p>	<p><b>(目的)</b> 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 商品取引所法に基づく各地商品取引所の商品取引員となり当該商品市場における上場商品（指数、オプションを含む。）の売買および売買取引の受託業務を行う。</p>

3. 同総会後に開催された取締役会において、次のとおり役付取締役が選任されました。

代表取締役会長兼社長	寺 町 博
代表取締役副会長兼副社長	寺 町 美 摩
取締役・管理本部長	小谷田 麻 由

以 上

フジフューチャーズ株式会社

平成 23 年 3 月期年次開示資料の改正について

弊社が開示しております年次開示資料の 23～29 ページ 取引開始基準 商品  
先物取引業務管理規則（電子取引 Venus）を次頁のとおり改正しております。

商品先物取引業務管理規則（電子取引 Venus）新旧対照表

改正（平成23年8月1日版）	現行（平成23年2月28日版）
<p>（管理担当班の設置）</p> <p>第4条 当社は、この規則の適切な運営及び商品先物取引業務に係る責任の明確化を図るため、管理担当班を設置し、責任者を置くものとする。</p> <p>（1）～（3）省略</p> <p>（4）管理担当班は、苦情・紛争が発生した場合、 <u>担当部署と連携し、事故等の解決を図る。</u> <u>事故原因の究明について調査権を有するものとする。</u></p> <p>（投資可能資金額の定義）</p> <p>第5条 投資可能資金額とは、顧客自らが申告した損失を被っても生活に支障のない範囲で証拠金として差し入れ可能な資金総額のことであり、商品先物取引によって発生した損失額等を差し引いた額をいう。</p> <p>2 <u>顧客から投資可能資金額の申告を求めらるにあたっては、契約締結前交付書面でその内容及び意味を通知したうえで、その申出を受けるとする。</u></p> <p>（取引意思の確認）</p> <p>第7条 当社は、顧客の取引意思及び取引に対する主体性を確認するため、契約に先立って、次の電子データ又は書面を徴収するものとする。</p> <p>（1）「契約締結前交付書面」、「電子取引に関するお取決め事項」、「事前説明書」、「証拠金についてのお知らせ」、「受託契約準則」、「手数料一覧表」、「公金取扱者について」、「個人データの共同利用に関するお知らせ</p>	<p>（管理担当班の設置）</p> <p>第4条 当社は、この規則の適切な運営及び商品先物取引業務に係る責任の明確化を図るため、管理担当班を設置し、責任者を置くものとする。</p> <p>（1）～（3）省略</p> <p>（4）管理担当班は、苦情・紛争が発生した場合、<u>必要に応じて担当部門への調査権を有するものとする。</u></p> <p>（投資可能資金額の定義）</p> <p>第5条 投資可能資金額とは、顧客自らが申告した損失を被っても生活に支障のない範囲で証拠金として差し入れ可能な資金総額のことであり、商品先物取引によって発生した損失額等を差し引いた額をいう</p> <p>2 <u>顧客に投資可能資金額の申告を求めらる際は、前項の定義を理解しているか確認したあとに投資可能資金額の申出を受けるとする。</u></p> <p>（取引意思の確認）</p> <p>第7条 当社は、顧客の取引意思及び取引に対する主体性を確認するため、契約に先立って、次の電子データ及び書面を徴収するものとする。</p> <p>（1）「契約締結前交付書面」、「電子取引に関するお取決め事項」、「事前説明書」、「証拠金についてのお知らせ」、「受託契約準則」、「手数料一覧表」、「公金取扱者について」、「個人データの共同利用に関するお知らせ</p>

<p>せ」を熟読して理解できた旨及び次項各号の内容等を記載した「顧客情報口座開設」(個人・法人)の申込データ</p> <p>(2)「本人確認書面」</p> <p>2 顧客の属性については、次の事項を記録するために「顧客カード」を作成する。</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>(4)職業、職種(業種)</p> <p>(5)～(9)省略</p> <p>3 顧客カードは、<u>管理部が管理する。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 預り証拠金残高がない状態で12ヶ月を経過した顧客(ただし、満70歳以上の顧客については預り証拠金残高がない状態になった際は、再入金の際に原則として顧客属性の確認を行うものとする。</p> <p>(適合性の審査)</p> <p>第8条 商品先物取引業務における適合性の審査は、次の手順で事前審査を行うものとする。</p> <p>(1)管理担当班は、「顧客情報口座開設」(個人・法人)の申込データを基に審査を行い、適合性があると判断した顧客について総括管理責任者に審査を要請する。</p> <p>(2)総括管理責任者は、前号の内容にて管理担当班が審査した属性情報、事前審査の記録に基づいて、適合性の最終審査を行う。</p> <p>2 省略</p> <p>3 商品先物取引における適合性の審査の判断基準として次の項目を定める。</p>	<p>せ」を熟読して理解できた旨及び次項に規定する「顧客カード」の記載事項の内容等を記載した「口座開設総合申込書データ」</p> <p>(2)「本人確認書面」</p> <p>2 顧客の属性については、次の事項を記録するために「顧客カード」及び「事前審査録」を作成する。</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>(4)職業及び職種</p> <p>(5)～(9)省略</p> <p>3 顧客カードの<u>原本は、管理部に備え付けるものとする。</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 預り証拠金残高がない状態で6箇月を経過した顧客(ただし、満70歳以上の顧客については預り証拠金残高がない状態になった際は、再入金の際に原則として顧客属性の確認を行うものとする。</p> <p>(適合性の審査)</p> <p>第8条 商品先物取引業務における適合性の審査は、次の手順で事前審査を行うものとする。</p> <p>(1)管理担当班は、「<u>口座開設総合申込データ</u>」の内容を点検し、電話等により口座開設総合申込書類等の属性を確認した上で審査を行い、適合性があると判断した顧客について総括管理責任者に審査を要請する。</p> <p>(2)総括管理責任者は、前号の内容にて管理担当班が顧客に確認した属性情報を踏まえ、<u>口座開設総合申込書類等</u>に基づいて適合性の最終審査を行う。</p> <p>2 省略</p> <p>3 商品先物取引における適合性の審査の判断基準として下記の項目を定める。</p>
--	---

<p>(1) ~ (3) 省略  (4) 職業、<u>職種(業種)</u>  (5) ~ (7) 省略  4 管理担当班は、<u>次の項目に該当する者については電話等で審査を行う。</u></p> <p>(1) <u>公金取扱者に該当する者</u>  (2) 年齢が70歳以上の者  <u>削除</u>  (3) <u>その他必要と認めた場合</u>  5 当社は、<u>審査結果として、審査日、審査者、適否の最終審査者等の事前審査の記録を管理部にて取引終了後3年間保管する。</u></p> <p>(原則として不適当と認められる勧誘の対象者)  第10条 当社は、次の第1号乃至第<u>2</u>号に該当する者に対しては、原則として商品先物取引の受託は行わない。ただし、次条に定める要件を満たす場合にあってはこの限りではない。  (1) <u>年間300万円以上の収入を有せず、かつ300万円以上の金融資産を有しない者</u>  <u>削除</u></p>	<p>(1) ~ (3) 省略  (4) 職業、<u>業種</u>  (5) ~ (7) 省略  4 管理担当班の<u>審査方法は書類審査によるものとするが、次の項目に該当する者については電話等で審査を行う。但し、次の第1号又は第2号に該当する者が取引の申し込みを行った場合は、顧客自らが適合性原則に照らして「原則として不適当と認められる勧誘」の対象者であることを理解したうえで、顧客本人が取引したい旨、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を記載した申出書の差し入れを受けた後に審査を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>年間500万円以上の収入を有しない者</u>  (2) 年齢が70歳以上の者  <u>(3) 商品先物取引の経験を有しない者</u>  (4) <u>その他必要と認めた場合</u>  5 当社は、<u>審査結果の記録事項を、審査日、審査者、適否の最終審査者、判断の根拠等と定め、これらを記録した事前審査録等を管理部にて取引終了後3年間保管する。</u></p> <p>(原則として不適当と認められる勧誘の対象者)  第10条 当社は、次の第1号乃至第<u>3</u>号に該当する者に対しては、原則として商品先物取引の受託は行わない。ただし、次条に定める要件を満たす場合にあってはこの限りではない。  (1) <u>年間500万円以上の収入を有しない者</u>  <u>(2) 70歳以上の者(但し、当社と取引継続中の者を除く。)</u></p>
---	--

<p>( 2 ) <u>投資可能資金額を超える取引証拠金等</u>を必要とする取引を行おうとする者</p> <p>2 省略</p> <p>( 原則として不適當と認められる<u>勧誘の対象者の例外</u> )</p> <p>第 11 条 前条第 1 項各号に該当する者が取引の申込を行った場合は、顧客自らが適合性原則に照らして「原則として不適當と認められる勧誘の対象者」であることを理解しているとともに、次に掲げる例外要件を自ら満たすことを確認する旨の申出( <u>電子又は書面</u> )があり、例外要件を満たした上で、商品先物取引の仕組み、リスク等を十分理解し、取引を行うにふさわしいと管理担当班が判断し、総括管理責任者が認めた場合は商品先物取引の受託を行うことができる。</p> <p>( 1 ) 前条第 1 項第 1 号に該当する者は、顧客本人が取引したい旨、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を記載した申出を受けること。</p> <p>( 2 ) 前条第 1 項第 <u>2</u> 号に該当する場合は、次の事項を記載した申出があること。</p> <p>~ 省略</p> <p>2 取引中の顧客が、前条第 1 項第 1 号に該当することが判明した場合は、本条第 1 項第 1 号の要件を満たし、管理担当班が電話・面談等により審査し、総括管理責任者が認めた場合は、<u>商品先物取引の受託</u>をすることができる。</p> <p>3 取引中の顧客が、<u>前条第 1 項第 1 号に該当することが判明した場合は</u>、顧客の情報を更新するものとする。</p> <p>4 省略</p>	<p>( 3 ) <u>投資可能資金額を超える取引証拠金等</u>を必要とする取引を行おうとする者</p> <p>2 省略</p> <p>( 原則として不適當と認められ<u>ない勧誘の対象者の例外</u> )</p> <p>第 11 条 前条第 1 項各号に該当する者が取引の申込を行った場合は、顧客自らが適合性原則に照らして「原則として不適當と認められる勧誘の対象者」であることを理解しているとともに、次に掲げる例外要件を自ら満たすことを確認する旨の<u>自書による申出書</u>があり、例外要件を満たした上で、商品先物取引の仕組み、リスク等を十分理解し、取引を行うにふさわしいと管理担当班が判断し、総括管理責任者が認めた場合は商品先物取引の受託を行うことができる。</p> <p>( 1 ) 前条第 1 項第 1 号<u>及び第 2 号</u>に該当する者は、顧客本人が取引したい旨、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を記載した申出書の<u>差入れ</u>を受けること。</p> <p>( 2 ) 前条第 1 項第 <u>3</u> 号に該当する場合は、次の事項を記載した申出書があること。</p> <p>~ 省略</p> <p>2 取引中の顧客が、前条第 1 項第 1 号<u>及び第 2 号</u>に該当することが判明した場合は、本条第 1 項第 1 号の要件を満たし、管理担当班が電話・面談等により審査し、総括管理責任者が認めた場合は商品先物取引の受託をすることができる。</p> <p>3 取引中の顧客が前条第 1 項第 1 号<u>及び第 2 号</u>に該当することが判明した場合は、顧客の情報を更新するものとする。</p> <p>4 省略</p>
--	--

<p>(不正資金の流入防止)</p> <p>第 13 条 当社は、次に規定する者を公金取扱者とし、当該顧客からの商品先物取引の受託に当たっては、不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) <u>銀行、信用金庫、信用組合、郵便局に勤務する者</u></p> <p>(2) <u>各協同組合、国・地方公共団体、一般企業等における経理・財務担当者並びに自己資金以外の金銭等を直接又は間接に取り扱う者</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>2 契約締結時に顧客が前項各号に掲げる者に該当する場合には、商品先物取引の受託に際して「自己資金の範囲内で取引を行う」旨の<u>申出</u>を受けるものとする。</p> <p>3～5 省略</p> <p><u>削除</u></p> <p>(特定委託者・特定当業者及び一般顧客の移行手続き)</p> <p>第 15 条 <u>当社は特定委託者、特定当業者としての顧客の取扱いは行わない。</u></p>	<p>(不正資金の流入防止)</p> <p>第 13 条 当社は、次に規定する者を公金取扱者とし、当該顧客からの商品先物取引の受託に当たっては、不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) <u>銀行、<u>農業・漁業の協同組合</u>、信用金庫、信用組合、郵便局などの金融機関の金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者</u></p> <p>(2) <u>保険会社、消費者金融、信販会社、クレジットカード会社、ファイナンス会社、リース会社などのノンバンクにおける金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者</u></p> <p>(3) <u>国、地方公共団体、その他公益機関における金銭有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者</u></p> <p>(4) <u>民間企業等における会計関係部署等に所属し、金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係わる者</u></p> <p>2 契約締結時に顧客が前項各号に掲げる者に該当する場合には、商品先物取引の受託に際して「自己資金の範囲内で取引を行う」旨の<u>書面の差入れ</u>を受けるものとする。</p> <p>3～5 省略</p> <p><u>(ID・パスワードの管理)</u></p> <p>第 15 条 <u>当社は、電子取引 Venus (ヴィーナス)における顧客の ID 及びパスワードの管理については、十分な注意を持って行うものとする。</u></p> <p>(特定委託者・特定当業者及び一般顧客の移行手続き)</p> <p>第 16 条 <u>特定委託者・特定当業者は一般顧客として、又は一般顧客は特定委託者・特定</u></p>
--	---

<p>(商品先物取引業務における禁止事項) 第 <u>16</u> 条 省略</p> <p>(違反者に対する制裁) 第 <u>17</u> 条 省略</p> <p>(広告、宣伝に係る管理措置) 第 <u>18</u> 条 省略</p> <p>(勧誘方針の策定及び公表) 第 <u>19</u> 条 当社では、顧客への適正な勧誘を確保し、それを周知徹底するために勧誘方針を定め、書面及び電磁的方法にて閲覧できる環境を整備し、ホームページ上において公表するものとする。</p> <p>(システム障害時の対応・報告) 第 <u>20</u> 条 省略</p> <p>(日本商品先物取引協会への届出) 第 <u>21</u> 条 省略</p> <p><u>附則：この改正は、平成 23 年 8 月 1 日から実施する。</u></p>	<p><u>当業者として取り扱うよう申し出ることができる。</u></p> <p><u>2 第 1 項の取り扱いは、法第 197 条第 3 項乃至第 10 項を準用する。</u></p> <p>(商品先物取引業務における禁止事項) 第 <u>17</u> 条 省略</p> <p>(違反者に対する制裁) 第 <u>18</u> 条 省略</p> <p>(広告、宣伝に係る管理措置) 第 <u>19</u> 条 省略</p> <p>(勧誘方針の策定及び公表) 第 <u>20</u> 条 当社では、顧客への適正な勧誘を確保しそれを周知徹底するために勧誘方針を定め書面及び電磁的方法にて閲覧できる環境を整備し、ホームページ上において公表するものとする。</p> <p>(システム障害時の対応・報告) 第 <u>21</u> 条 省略</p> <p>(日本商品先物取引協会への届出) 第 <u>22</u> 条 省略</p> <p><u>新設</u></p>
---	--